

第44回

定時株主総会 招集ご通知

株式会社 湖池屋

証券コード：2226



開催日時

2020年9月29日(火曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)



開催場所

ホテルメトロポリタン3階
「カシオペア」

- 本招集ご通知に配当金のお支払いに関する書類を同封しております。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送、またはインターネットでの議決権行使をご検討ください。
- 本株主総会ではお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

CONTENTS

株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5名選任の件	6
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	10
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 (添付書類)	11
事業報告	12
連結計算書類	27
計算書類	29
監査報告	31

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

このたびの新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々やご遺族の皆様にご挨拶と、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患されている皆様の一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

さて、2020年6月期におきましては、「湖池屋プライドポテト」や「じゃがいも心地」、「KOIKEYA STRONG」といった高付加価値商品群が伸長し、収益に大きく貢献しました。2021年6月期におきましても、高付加価値商品群の継続的な拡販とwithコロナ時代の新機軸商品の確立を目指し、お客様に大きな満足を提供してまいります。

株主の皆様には、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役会長

小池 孝



代表取締役社長

小池 昌章

スナック人生100年時代へ。

日本人のお口を世界一健康に、楽しく、幸せに。

乳酸菌 LS1が「機能性表示食品」を取得いたしました。
2020年10月より機能性表示食品「PinkyFRESH」
として販売を開始いたします。



乳酸菌 LS1 (Lactobacillus salivarius TI2711 株) は、健康な歯ぐきを維持する機能があります。歯周組織の健康が気になる健常者の方に適しています。



株 主 各 位

東京都板橋区成増五丁目9番7号

株式会社 **湖池屋**

代表取締役会長 小池 孝

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主様におかれましては、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使いただくことができますので、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えいただき、「議決権行使についてのご案内」（4～5ページ）のとおり、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|----------------|--|
| 1. 日 時 | 2020年9月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 ホテル メトロポリタン 3階「カシオペア」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。昨年とは会場が異なりますので、お気をつけください。) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第44期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第44期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

-
- ◎ 新型コロナウイルス感染拡大により、株主総会の運営・会場に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://koike-ya.com/ir/>）に掲載いたしますので、事前にご確認いただきますようお願い申しあげます。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本「第44回定時株主総会招集ご通知」を株主総会当日、ご持参くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://koike-ya.com/ir/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

- 事業報告の「当社グループの現況に関する事項」のうち「財産及び損益の状況の推移」、「業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://koike-ya.com/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類並びに監査等委員会が監査した事業報告は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の上記各書類とで構成されております。
- 本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場をお控えいただき、後記の株主総会参考書類（6～11ページ）をご検討のうえ、書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使される場合



**書面（郵送）により
議決権をご行使される場合**

**行使
期限**

**2020年9月28日（月曜日）
午後5時10分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。



**インターネットにより
議決権をご行使される場合**

**行使
期限**

**2020年9月28日（月曜日）
午後5時10分まで**

次頁の「インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点」をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力いただき、ご送信ください。

株主総会にご出席される場合



**開催
日時**

2020年9月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催
場所**

**東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテル メトロポリタン 3階「カシオペア」**

■ インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

1. 「スマート行使」(スマートフォン用議決権行使ウェブサイト)による方法

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

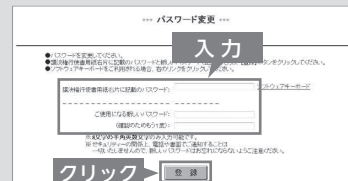
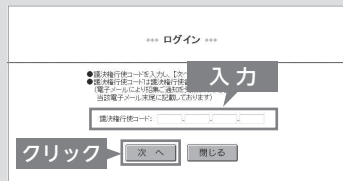
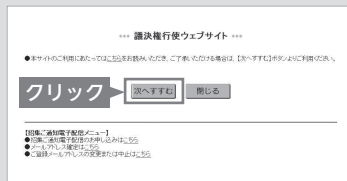


2. 議決権行使コード・パスワード入力による方法 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスいただくか右にあるQRコードをお読みとりいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。QRコードを読み取るアプリケーション(または機能)の導入が必要です。



- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。今回の総会のみ有効です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

！ ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2.に記載の方法でご修正いただけますようお願い申し上げます。
- 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行証券代行部(以下)までお問い合わせください。

▶ 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

☎ **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)

▶ 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

☎ **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

以上

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）が任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき点はない旨の意見でございました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当
1	再任 小 池 孝	代表取締役会長
2	再任 佐 藤 章	代表取締役社長
3	再任 濱 田 豊 志	取締役、営業本部長
4	再任 藤 巻 修 道	取締役、経営管理本部長、 海外事業本部長、経営戦略部長
5	再任 豊 留 昭 浩	取締役

1

こ い け
小池たかし
孝

(1956年8月6日生)

■ 略歴、当社における地位、担当

1980年 10月 (株)湖池屋入社
1981年 7月 同社取締役
1986年 7月 同社専務取締役
1991年 7月 同社取締役副社長
1995年 3月 同社代表取締役社長
11月 当社代表取締役社長
(有)アシスト取締役社長
2002年 6月 フレンテ(株)代表取締役社長
2005年 4月 (株)湖池屋代表取締役会長
(株)アシスト代表取締役会長

2016年 9月 当社代表取締役会長（現任）
2017年 6月 日清シスコ(株)非常勤取締役（現任）
2018年 4月 台湾湖池屋股份有限公司董事長（現任）

■ 重要な兼職の状況

日清シスコ(株)非常勤取締役
台湾湖池屋股份有限公司董事長

■ 所有する当社株式の数

886,620株

2

さ と う
佐藤あきら
章

(1959年6月27日生)

■ 略歴、当社における地位、担当

1982年 4月 キリンビール(株)入社
1990年 3月 同社ビール事業本部商品企画部主任
1997年 6月 キリンビバレッジ(株)商品企画部部長代理
2008年 3月 キリンビール(株)営業本部マーケティング部長
2011年 3月 同社九州統括本部長
2012年 1月 キリンビールマーケティング(株)執行役員九州
統括本部長
2014年 3月 キリンビバレッジ(株)代表取締役社長
2015年 3月 キリン(株)取締役常務執行役員
2016年 5月 当社執行役員マーケティング担当
日清食品ホールディングス(株)執行役員（現
任）

7月 (株)湖池屋取締役副社長
9月 当社代表取締役社長（現任）

■ 重要な兼職の状況

日清食品ホールディングス(株)執行役員

■ 所有する当社株式の数

一株

3

は ま だ と よ し

濱田 豊志

(1969年10月24日生)

■ 略歴、当社における地位、担当

1997年 6月 (株)湖池屋入社
2002年 3月 同社大阪量販課マネージャー
2007年 1月 同社営業本部統括部長
2015年 7月 同社営業本部副本部長
2016年 1月 同社執行役員
10月 当社執行役員
当社営業本部長 (現任)
2019年 9月 当社取締役 (現任)

■ 所有する当社株式の数

1,600株

4

ふ じ ま き な お み ち

藤巻 修道

(1976年10月7日生)

■ 略歴、当社における地位、担当

2001年 6月 アクセンチュア(株)入社
2006年 9月 同社戦略グループマネージャー
2009年 1月 エムスリー(株)入社
2011年 4月 (株)TASAKI入社
同社経営戦略部シニアマネージャー
2013年 5月 同社管理本部アソシエイトディレクター
2014年 12月 日清食品ホールディングス(株)入社
同社経営企画部マネージャー
2016年 10月 当社出向
当社経営戦略部長 (現任)

2019年 7月 当社執行役員
当社経営管理本部長 (現任)
当社海外事業本部長 (現任)
2019年 9月 当社取締役 (現任)

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 略歴、当社における地位、担当

1983年 4月 日清食品㈱入社
2006年 6月 同社東京広報部長
2008年 6月 同社マーケティング部長
10月 同社取締役マーケティング部長
2013年 4月 同社取締役営業本部営業企画部長
2015年 4月 日清シスコ㈱代表取締役社長（現任）
2016年 6月 日清食品ホールディングス㈱執行役員（現任）
2017年 9月 当社取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

日清食品ホールディングス㈱執行役員
日清シスコ㈱代表取締役社長

■ 所有する当社株式の数

一株

- (注) 1. 小池孝氏は、日清シスコ株式会社の非常勤取締役を兼務しており、同社は当社の事業と同一の事業に属する菓子事業を行っております。同社と当社とは、同社の事務所設備の使用に係る取引等を行っております。また、小池孝氏は、台湾湖池屋股份有限公司の董事長を務めております。同社と当社とは、コラボレーション事業のためのライセンス契約等の取引を行っております。
2. 佐藤章氏は、日清食品ホールディングス株式会社の執行役員を兼務しており、同社は当社の事業と同一の事業に属する菓子事業を行っております。また、同社と当社とは、原材料の調達に係る取引等を行っております。
3. 豊留昭浩氏は、日清食品ホールディングス株式会社の執行役員及び日清シスコ株式会社の代表取締役社長を兼務しており、これら二社は当社の事業と同一の事業に属する菓子事業を行っております。また、日清食品ホールディングス株式会社と当社とは、原材料の調達に係る取引等を行っているほか、日清シスコ株式会社と当社とは、同社の事務所設備の使用に係る取引等を行っております。
4. 小池孝氏、佐藤章氏及び豊留昭浩氏以外の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 当社は豊留昭浩氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同様の契約を更新する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役近藤雄一氏が任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

こんどう ゆういち
近藤 雄一 (1956年2月11日生)

■ 略歴、当社における地位、担当

1979年 4月	(株)湖池屋入社	2015年 9月	当社執行役員品質保証室長兼(株)湖池屋製造本部長
2004年 4月	同社関東工場長		
2008年 1月	同社京都工場長	10月	当社執行役員内部監査室長
2010年 7月	同社執行役員京都工場長	2016年 9月	当社監査等委員である取締役（現任）
2011年 4月	同社執行役員製造本部長		
2012年 9月	同社取締役製造本部長		
2014年 7月	当社執行役員品質保証室長兼(株)湖池屋取締役製造本部長		

■ 所有する当社株式の数

2,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は近藤雄一氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同様の契約を更新する予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

か み お か ず お
神尾 和男 (1951年11月28日生)

■ 略歴、当社における地位、担当

1974年 4月	(株)富士銀行（現(株)みずほ銀行）入行	2015年 9月	当社監査等委員である取締役
2002年 4月	(株)みずほコーポレート銀行（現(株)みずほ銀行）決済業務部長		
2003年 5月	(株)みずほ銀行チャネル営業推進部付審議役 みずほマーケティングエキスパート(株)出向		
	6月	同社専務取締役	
2009年 4月	独立行政法人建築研究所監事		
2013年 9月	当社常勤監査役		

■ 所有する当社株式の数

一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 神尾和男氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 神尾和男氏は、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たしております。
4. 神尾和男氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とする理由は、長年金融業界において培われた知識並びに当社での監査役及び監査等委員である取締役としての豊富な経験を、監査等委員である取締役に就任された場合に活かしていただくことを期待したためであります。
5. 神尾和男氏は、過去に当社の監査役及び監査等委員でありました。
6. 神尾和男氏が監査等委員に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

以上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 主要な事業内容 (2020年6月30日現在)

当社は、スナック菓子、タブレット等の製造販売を主たる事業としております。また、当社は以下の子会社3社及び関連会社1社を統括しております。

台湾湖池屋股份有限公司・・・・・・台湾でのスナック菓子の販売及び輸出事業
Koikeya Vietnam Co.,Ltd.・・・・・・ベトナムでのスナック菓子の製造販売及び輸出事業
KOIKEYA (THAILAND) CO.,LTD.・・・・タイでのスナック菓子の販売事業
日清湖池屋（中国・香港）有限公司・・・香港でのスナック菓子の販売事業

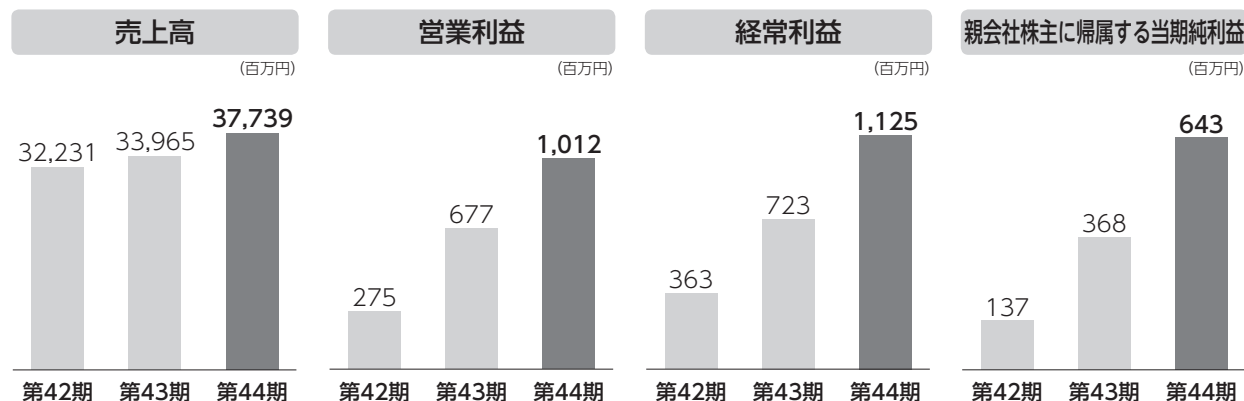
主な製品は、以下のとおりであります。

ポテトスナック	コイケヤポテトチップス	1962年発売のロングセラーポテトスナック
	湖池屋プライドポテト	2017年発売のプレミアムポテトスナック
	じゃがいも心地	2018年発売の厚切りポテトスナック
	KOIKEYA STRONG	2018年発売の濃厚ポテトスナック
	カラムーチョ	1984年発売のロングセラー辛味系ポテトスナック
コーンスナック	すっぱムーチョ	1993年発売の酸味系ポテトスナック
	スコーン	1987年発売のコーン克蘭チスナック
	ドンタコス	1994年発売のコーントルティアチップス
	ポリンキー	1990年発売の網目模様のコーンスナック
タブレット	乳酸菌 L S 1	2002年発売の乳酸菌 L S 1 配合の機能性タブレット

(2) 事業の経過及び成果

当連結会計年度は、国内において高付加価値商品戦略が一段と深化・拡張するとともに、海外においては事業構造改善のための取り組みが進展した一年となりました。業績は次のとおりです。

連結業績の推移



売上高は、37,739百万円（前連結会計年度比11.1%増）となりました。利益につきましては、営業利益1,012百万円（同49.5%増）、経常利益1,125百万円（同55.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益643百万円（同74.8%増）となりました。

事業部門別の事業の概況は、以下のとおりです。当社では、前連結会計年度まで食品関連事業の単一セグメントとしておりましたが、当連結会計年度より、今後の事業展開、経営資源の配分、及び経営管理体制の観点から見直した結果、経営情報をより適切に表示する目的で、従来の食品関連事業の単一セグメントから、「国内」事業及び「海外」事業の報告セグメント区分を設けることといたしました。なお、前連結会計年度のセグメント情報との比較については、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものとの比較を記載しております。

1 国内事業

2020年6月期は、高付加価値商品の売上拡大、定番商品等の収益改善、新規商材開発の3つの重点テーマに取り組みました。

前期末より順次実施した、コイケヤポテトチップスやカラムーチョなど主力定番商品の価格改定では、第1四半期こそ売上の減少がみられましたが、第2四半期以降は回復し、製造コストや物流コストなどの上昇圧力を受けつつも収益改善を実現いたしました。一方、「湖池屋プライドポテト」シリーズや「じゃがいも心地」を主力とする高付加価値商品群の売上は、積極的な広告投資や営業活動により大きく伸長し、こちらも収益改善に貢献しました。

新規商材開発では、コンビニエンスストア業態限定で販売を開始した「罪なきからあげ」、[HASHED POTATO]がいずれも好調で、順次全国展開を進めています。

生産・物流面においては、売上の大幅伸長による稼働増加に伴い労務費が増加しております。また、全国的な物流費高騰が引き続き影響しており、物流費も高止まりしています。これらの課題に対しては、中長期的な視点で生産体制の抜本的見直し、及び物流ネットワークの再構築を検討しております。

なお、積極的なマーケティング活動により高付加価値商品群を中心に販売好調であったところ、2020年2月後半以降、新型コロナウイルス感染拡大に起因する「巣ごもり需要」が発生し、売上の伸びが加速いたしました。店頭での販売実績の他、通販事業への需要も高まっております。当社においても2月以降順次、在宅勤務導入を含む各種感染予防策を行いながら、食品メーカーとして安定供給を果たすべく事業継続してまいりました。

以上のとおり、製造経費及び物流費の増加、並びに積極的な広告宣伝活動に伴う広告宣伝費増加があったものの、売上の伸長及び売上構成の変化がもたらした収益改善効果がそれらを上回った結果、国内の売上高は34,421百万円（前連結会計年度比9.2%増）となり、セグメント利益は1,220百万円（同31.1%増）となりました。

2 海外事業

台湾では、大手小売チェーンからの販売促進費用の厳しい要求が続き、かつ2020年産馬鈴薯の不作の影響を2020年初から受け、当初想定を上回るコスト増がありました。しかしながら、収益性の高いコーンや小麦原料の商品を拡販することで、売上、営業利益ともに前連結会計年度を上回りました。

ベトナムでは、「Modern Trade」と呼ばれるチェーン小売業に対する定番商品導入の進展や、タイへの輸出販売開始による工場稼働率向上などにより、収益改善に寄与しました。一方で、「Traditional Trade」と呼ばれる個人商店への販売においては未だ営業効率が所定の水準にまでは達しておらず、また、製造コストや物流コストの見直しに時間がかかったこともあり、特に上期において収益面で苦戦を強いられました。しかしながら、コスト改善が確実に進んできているほか、営業効率改善のための販売チャネル政策見直し効果も出始めており、期末に向けて収益の改善傾向が見られました。

タイでは、現地法人設立後の本格的な事業開始初年度でしたが、「カラムーチョ」が大手小売チェーンを中心に販売好調で、加えてベトナムから輸入販売を開始したスコーンも、現地大手コンビニエンスストアで導入されるなど堅調な売上を確保しました。コストコントロールも大過なく行うことができ、堅調な事業基盤を構築することができました。

以上により、海外の売上高は3,318百万円（前連結会計年度比35.9%増）となり、セグメント損失は176百万円（前連結会計年度はセグメント損失236百万円）となりました。

(3) 対処すべき課題

当社グループの定めるグループ理念に基づき、付加価値経営を推進させるべくマーケティング、研究開発、調達、販売等の事業活動に取り組んでまいります。

国内食品市場の成熟化、顧客嗜好の多様化に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による消費行動の大きな変化の中で、高付加価値商品の創出と海外での拡販に努めます。日清食品ホールディングス株式会社との業務・資本提携によるシナジーも得ながら、顧客に新たな価値を迅速かつ効率的に提供するための競争力を強化し、更なる成長を目指します。

上記方針のもと、国内事業と海外事業において以下に記載のとおり課題に取り組めます。

1 国内事業

国内スナック事業においては、スナック菓子市場のコモディティ化及び顧客嗜好の多様化に対し、「湖池屋プライドポテト」や「じゃがいも心地」を中心とした高付加価値商品の拡販に取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う「withコロナ」時代に向け、「罪なきからあげ」や「HASHED POTATO」などの新規商材開発に加え、成長の期待できるEC事業の顧客拡大を継続し、「個食需要」及び「巣ごもり需要」に応えるべく商品展開を進めます。

一方、物流費高騰をはじめとした生産・物流課題に対し、SCM体制の抜本の見直しによる生産・物流効率の改善に取り組みます。

国内タブレット事業においては、新たな研究成果に基づいた新製品での売上拡大を図り、ここ数年で改善されている収益体制を、さらに堅調なものへすべく取り組みます。

2 海外事業

海外事業においては、各国間で連携を強化しながら、海外全体としての売上拡大と利益改善を目指します。

台湾では、馬鈴薯の不作による供給不足懸念があり、販促活動などで慎重な舵取りが必要である一方、日本で販売好調な「じゃがいも心地」の現地展開や、コーン・小麦など馬鈴薯原料以外の商品拡販を継続し、利益確保に努めます。

ベトナムでは、個人商店への営業効率改善を徹底するとともに、ローカルの大手小売チェーンへの定番商品導入やタイ等への輸出開始により売上を拡大し、成果の見てきた製造コスト削減を継続することで事業拡大と収益性改善に取り組みます。

タイでは、新型コロナウイルス感染拡大の影響でスナック市場全体が弱含んでおり、ベトナムからの輸入商品を中心とした新製品発売で事業拡大を進めます。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2,879百万円であります。

このうち主なものは、スナック菓子における既存設備の維持・増強を目的とした製造設備更新等の投資によるものであります。

これらの設備投資に係る所要資金につきましては、自己資金より充当いたしました。

（５）重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Koikeya Vietnam Co.,Ltd.	15百万米ドル	100.0%	スナック菓子の製造販売及び輸出事業
KOIKEYA (THAILAND) CO.,LTD.	36百万タイバーツ	99.9%	スナック菓子の販売事業
台湾湖池屋股份有限公司	8百万台湾ドル	51.0%	スナック菓子の販売及び輸出事業

（注）上記子会社の事業は、いずれも海外事業に属します。

② その他の重要な企業結合の状況

日清食品ホールディングス株式会社は、当社の議決権を34.5%所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(6) 主要な拠点 (2020年6月30日現在)

本 社	東京都板橋区成増五丁目9番7号
製 造 事 業 所	関 東 工 場 (埼玉県加須市久下) 関 東 第 二 工 場 (埼玉県加須市花崎) 京 都 工 場 (京都府南丹市園部町) タブレット製品については、生産委託契約により生産委託先で製品化しており、関連設備の一部は、(株)湖池屋が所有しております。
営 業 所	全国に8ヶ所あります。

(注) 上記拠点の事業は、いずれも国内事業に属します。

(7) 従業員の状況 (2020年6月30日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業部門の名称	従 業 員 数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
国 内 事 業	490 (613)	31 (△21)
海 外 事 業	368 (0)	△24 (0)
合 計	858 (613)	7 (△21)

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時雇用者は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢	平均勤続年数
490 (613)	31 (△21)	40.3歳	13.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時雇用者は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2020年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,335,000株（自己株式873株を含む。）
- ③ 株主数 4,821名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
日清食品ホールディングス株式会社	1,842,200株	34.53%
小池孝	886,620	16.62
一般社団法人湖池の会	800,800	15.01
小池渉	188,000	3.52
有限会社ダブリュー・ビー・ファイン	180,000	3.37
湖池屋従業員持株会	141,720	2.65
MSIP CLIENT SECURITIES	60,700	1.13
岸田美奈子	43,050	0.80
岸田亮	43,050	0.80
岸田俊	43,050	0.80

（注）持株比率は自己株式（873株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	小 池 孝	台湾湖池屋股份有限公司董事長 日清シスコ(株)非常勤取締役
代 表 取 締 役 社 長	佐 藤 章	日清食品ホールディングス(株)執行役員
取 締 役	濱 田 豊 志	営業本部長
取 締 役	藤 巻 修 道	経営管理本部長 海外事業本部長 経営戦略部長
取 締 役	豊 留 昭 浩	日清食品ホールディングス(株)執行役員 日清シスコ(株)代表取締役社長
取 締 役（監 査 等 委 員）	近 藤 雄 一	
取 締 役（監 査 等 委 員）	安 本 憲 典	
取 締 役（監 査 等 委 員）	上 平 徹	上平会計事務所 フジ日本精糖(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）安本憲典氏及び上平徹氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、社内情報の収集、内部統制所管部門との連携等の観点から、常勤の監査等委員を選定することは、監査等委員会の活動の実効性を確保するため有益と考え、近藤雄一氏及び安本憲典氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役（監査等委員）安本憲典氏は、長年にわたり金融業界で業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）上平徹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）安本憲典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 日清食品ホールディングス株式会社及び日清シスコ株式会社は、当社の事業と同一の事業に属する菓子事業を行っております。

なお、当社は執行役員制度を導入しております。
2020年6月30日現在の執行役員は次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執 行 役 員	中 川 学	生産本部長、生産統括部長
執 行 役 員	穴 戸 泰 成	調達統括部長
執 行 役 員	石 井 直 二	Koikeya Vietnam Co.,Ltd. 社長
執 行 役 員	小 泉 純	営業本部副本部長
執 行 役 員	柴 田 大 祐	S C M統括部長、S C M企画部長
執 行 役 員	大 島 広 昭	経理部長

（２）事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
勝間田 達 広	2019年9月26日	任 期 満 了	取締役 製造、品質保証管掌
西 野 宏	2019年9月26日	任 期 満 了	取締役 味日本(株)代表取締役社長
神 尾 和 男	2019年9月26日	任 期 満 了	取締役（監査等委員）

（３）責任限定契約の内容の概要

当社と豊留昭浩氏、近藤雄一氏、安本憲典氏及び上平徹氏は、それぞれ会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

(4) 取締役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	5名	122百万円
取 締 役 (監 査 等 委 員) (う ち 社 外 取 締 役)	4名 (3名)	20百万円 (11百万円)
合 計	9名	143百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年9月29日開催の第39回定時株主総会決議において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年9月29日開催の第39回定時株主総会決議において年額70百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与29百万円（取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名に対して29百万円）。
 - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額2百万円（取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名に対して2百万円、取締役（監査等委員）2名に対して0百万円（うち社外取締役1名に対して0百万円））。
 - ・当社は2019年9月26日開催の第43回定時株主総会決議において役員退職慰労金制度を廃止することを決議いただいております。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の支給人員及び支給額には、無報酬の取締役2名を含んでおりません。

②当事業年度に支払った役員退職慰労金

2019年9月26日開催の第43回定時株主総会決議に基づき、退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

- ・取締役2名に対し10百万円

（上記金額には、上記①及び過年度の事業報告において、報酬等の総額として開示された役員退職慰労引当金の繰入額等が含まれております。）

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）上平徹氏は、上平会計事務所を開業しております。当社は同事務所とは特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）上平徹氏は、フジ日本精糖株式会社の社外監査役であります。当社は同社とは特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

安本憲典取締役 (監 査 等 委 員)	2019年9月26日の就任以降に開催された7回の取締役会のすべてに出席し、公正な意見の表明を行いました。また同日の就任以降に開催された7回の監査等委員会のすべてに出席しており、適宜必要な発言を行っております。
上平 徹取締役 (監 査 等 委 員)	当事業年度に開催された10回の取締役会のすべてに出席し、公正な意見の表明を行いました。また当事業年度に開催された12回の監査等委員会のすべてに出席しており、適宜必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っております。

(3) 連結子会社の監査状況

当社の連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

（５）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

利益還元を行うに際しては、安定した配当等を継続するとともにグループの業績に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。

具体的には、一定の株主還元割合を考慮した安定的な配当等を行い当社株式の長期保有を促すとともに、各事業年度の企業活動の成果を、事業収益、キャッシュ・フローの状況等を勘案しながら適正に還元することとしております。

内部留保資金につきましては、将来における持続的な企業成長と経営環境の変化に対応するため、将来の新製品開発及び新事業の展開、そして財務体質の一層の強化に用いることとし、企業価値の向上及び株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績が堅調に推移したことから、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、2020年8月7日開催の取締役会決議に基づき、前事業年度から5円増額し、1株当たり45円の期末配当を行うことといたしております。

連結貸借対照表 (2020年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金 額
資産の部	
流動資産	11,842
現金及び預金	3,925
受取手形及び売掛金	6,232
商品及び製品	940
仕掛品	2
原材料及び貯蔵品	247
その他	498
貸倒引当金	△2
固定資産	11,025
有形固定資産	8,317
建物及び構築物	2,206
機械装置及び運搬具	3,209
土地	1,622
建設仮勘定	1,194
その他	85
無形固定資産	451
投資その他の資産	2,256
投資有価証券	1,013
繰延税金資産	1,043
その他	200
資産合計	22,868

科目	金 額
負債の部	
流動負債	7,658
買掛金	3,183
未払金	3,424
未払法人税等	427
賞与引当金	4
その他	618
固定負債	2,515
リース債務	384
長期末払金	328
退職給付に係る負債	1,802
その他	0
負債合計	10,174
純資産の部	
株主資本	12,739
資本金	2,269
資本剰余金	2,153
利益剰余金	8,318
自己株式	△2
その他の包括利益累計額	△174
その他有価証券評価差額金	18
為替換算調整勘定	△101
退職給付に係る調整累計額	△91
非支配株主持分	128
純資産合計	12,693
負債・純資産合計	22,868

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年7月1日から2020年6月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金 額	
売上高		37,739
売上原価		23,496
売上総利益		14,242
販売費及び一般管理費		13,230
営業利益		1,012
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	19	
持分法による投資利益	4	
投資有価証券売却益	47	
補助金収入	64	
その他	13	163
営業外費用		
支払利息	4	
投資有価証券売却損	18	
固定資産除却損	14	
支払手数料	12	50
経常利益		1,125
特別損失		
減損損失	19	19
税金等調整前当期純利益		1,106
法人税、住民税及び事業税	521	
法人税等調整額	△106	415
当期純利益		690
非支配株主に帰属する当期純利益		46
親会社株主に帰属する当期純利益		643

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

招集
通知

P.2

株主
総会
参考
書類

P.6

事業
報告

P.12

連結
計算
書類

P.27

計算
書類

P.29

監査
報告

P.31

貸借対照表 (2020年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	10,499
現金及び預金	3,540
受取手形	13
売掛金	5,413
商品及び製品	890
仕掛品	2
原材料及び貯蔵品	175
前払費用	69
その他	398
貸倒引当金	△2
固定資産	12,291
有形固定資産	7,794
建物	1,676
構築物	253
機械及び装置	2,971
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	75
土地	1,622
建設仮勘定	1,193
無形固定資産	348
商標権	6
ソフトウェア	323
その他	18
投資その他の資産	4,149
投資有価証券	970
関係会社株式	188
出資金	0
関係会社出資金	1,742
関係会社長期貸付金	41
長期前払費用	19
繰延税金資産	1,017
その他	168
資産合計	22,791

科目	金額
負債の部	
流動負債	6,932
買掛金	2,692
リース債務	37
未払金	3,256
未払費用	473
未払法人税等	405
前受金	0
預り金	65
賞与引当金	1
その他	0
固定負債	2,297
リース債務	298
退職給付引当金	1,670
長期未払金	328
その他	0
負債合計	9,230
純資産の部	
株主資本	13,542
資本金	2,269
資本剰余金	6,832
資本準備金	563
その他資本剰余金	6,268
利益剰余金	4,443
利益準備金	3
その他利益剰余金	4,439
繰越利益剰余金	4,439
自己株式	△2
評価・換算差額等	18
その他有価証券評価差額金	18
純資産合計	13,560
負債・純資産合計	22,791

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年7月1日から2020年6月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金 額	
売上高		34,497
売上原価		20,565
売上総利益		13,931
販売費及び一般管理費		12,715
営業利益		1,215
営業外収益		
有価証券利息	13	
受取配当金	19	
投資有価証券売却益	47	
補助金収入	64	
その他	8	153
営業外費用		
支払利息	1	
固定資産除却損	14	
支払手数料	10	
投資有価証券売却損	18	
その他	0	46
経常利益		1,323
特別損失		
減損損失	19	19
税引前当期純利益		1,303
法人税、住民税及び事業税	491	
法人税等調整額	△110	381
当期純利益		921

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

招集
通知

P.2

株主
総会
参考
書類

P.6

事業
報告

P.12

連結
計算
書類

P.27

計算
書類

P.29

監査
報告

P.31

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月14日

株式会社 湖 池 屋
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 芝 田 雅 也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 達 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社湖池屋の2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社湖池屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年8月14日

株式会社 湖 池 屋
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 芝 田 雅 也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 達 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社湖池屋の2019年7月1日から2020年6月30日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他の内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査の結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月24日

株式会社湖池屋 監査等委員会

常勤監査等委員 近 藤 雄 一 ㊞

常勤監査等委員 安 本 憲 典 ㊞

監査等委員 上 平 徹 ㊞

(注) 監査等委員安本憲典及び監査等委員上平徹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.



K O I K E Y A

PURE じやがいも心地 POTATO

じやがいも心地で、
いきましょう。



株式会社湖池屋株主総会会場ご案内図

日時

2020年9月29日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

場所



東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン3階
「カシオペア」

電話 (03) 3980-1111

交通

「池袋駅」

J **R** ●山手線 ●埼京線
東京メトロ ●丸ノ内線 ●有楽町線
●副都心線
西武池袋線 **東武東上線**

■池袋駅から会場までのご案内



1 西口

徒歩約3分



東武百貨店の前(地下1階、中央通路)の階段またはエスカレーターで1階へ。斜め左手にみずほ銀行を見てその先を左折。池袋西口公園を右手に見ながら直進。

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

2 JR線メトロポリタン口※



JR線改札(2階)を出て直進し、突き当たり右手の階段を降り直進または改札を出て右手に進み、エスカレーターまたは階段で1階へ。
※ご利用可能時間は午前7時30分から午後9時まで。

3 南口

徒歩約2分



有楽町線の改札前(地下1階、南通路)のエスカレーターで1階へ。メトロポリタンプラザビルに沿って左へ直進。

4 副都心線2a出口



2a出口より地上に上がり、「池袋警察署」方面に向かい、「西池袋一丁目」交差点を左折し直進。

株式会社 湖池屋

東京都板橋区成増五丁目9番7号
03-3979-2115 (代表)



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

